

福岡市施設整備公社について

参考資料
(福岡市施設整備公社)

公社設立の趣意（平成12年3月）

福岡市においては、昭和40年代以降に社会資本の整備が急速に進められ、多くの公共建築物が建設されていますが、今後、これらの建築物の経年劣化に伴い維持保全業務の重要性が増大するものと予測されます。

市民共有の財産でありますこれらの公共建築物を良好な状態で維持することは、市民の安全と利便性の確保のためにも不可欠であり、また、今日の社会経済情勢からも、既存建築物を可能な限り長期間に亘って有効活用していくことが強く求められています。

したがって、公共建築物を的確な保全技術、保全計画のもとに維持管理していくことは私たちの緊急の課題であり、このために効率的な保全体制、保全技術の構築、それぞれの建築物に応じた綿密な保全計画の策定が急がれます。

これらの課題に対処するため、福岡市は財団法人福岡市施設整備公社を設立し、公共建築物の計画的な維持保全業務を通じて得られる保全データの蓄積・分析に基づき有効な保全技術の調査研究を行い、その成果を広く一般に普及し、建築物に対する保全知識・保全技術の水準を高めるとともに、その他建築に関する総合的な事業を実施して、建築物の安全性と機能性の確保を図り、市民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与するものです。

(※この趣意は平成12年3月公社設立当時のものです。)

公社の概要

名称	公益財団法人 福岡市施設整備公社
設立	平成12年3月1日(平成26年4月1日公益財団法人に移行)
基本財産	2億円(全額福岡市出捐)
役員	理事長1名 理事4名 監事2名
評議員	6名
事業内容	①公共建築物の維持保全に関する調査研究及び普及等事業 ②公共建築物の維持保全、管理等に関する事業 ③学校施設等の建設、貸付け及び譲渡に関する事業 ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

福岡市施設整備公社は、 市有建築物の計画的な維持保全を推進します。

市有建築物と保全の必要性

市有建築物は市民の教育・経済・文化などの社会活動を支える社会資本として重要な働きを担っているとともに、市民の大切な財産でもあります。

これらの市有建築物は、昭和40年代から50年代に建設されたものが多く、今後、施設の劣化が進行することに伴い維持修繕費がますます増大し、さらに、建て替えなどの更新時期を迎えることで、財政上の大きな負担となることが想定されます。

このようなことから、「既存の建物を活かして使う」という発想に立ち、効率的・効果的な維持管理による施設の長寿命化を図っていくことが重要です。

そのため、市有建築物を長期にわたり機能を低下させず、かつ安全に活用できる状態に保つこと(保全)は、ますます重要になってきています。

公社の業務概要

公社は、多様化・高度化してきている市有建築物の安全性と機能性の確保を図るため、維持保全に関する業務や調査研究を行っています。

事業内容は、市有建築物の修繕・工事等の福岡市からの受託事業をはじめ、計画的な維持保全に関する調査研究等事業や、学校施設等の整備事業を行っています。



博多町家ふるさと館

今後の公社の役割

公社は、既存市有建築物の機能を可能な限り長期にわたり有効活用していくため、引き続き計画的な維持保全業務を実施していくとともに、この維持保全業務等を通じて得られるノウハウや知識・技術等の市民や施設管理者等への周知・普及等にも努めていく必要があります。また、福岡市からの建設依頼に基づく学校施設等の整備を行っていく必要があります。



舞鶴小学校・舞鶴中学校